

(写)

豊島区監査委員公告第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、平成27年度財政援助団体等監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

平成28年9月7日

豊島区監査委員	永	田	謙	介	監査委員の印
同	増	田	惠	一	
同	鎌	形	満	征	
同	山	口	菊	子	

(写)

28豊総総発第522号
平成28年8月19日

豊島区監査委員 様

豊島区長 高野之夫 (公印)

平成27年監査結果報告における監査委員指摘、指導及び
意見に対する改善等措置及び検討状況の報告について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別添のとおり通知します。

**平成 27 年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員指摘に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘事項	左の指摘事項に対する措置状況等
<p>第 2 1 指摘事項</p> <p>1 団体別事項</p> <p>I 豊島区体育協会グループ</p> <p>(1) 事業報告書の提出</p> <p>指定管理業務の実施状況については、基本協定書第 17 条 2 項 1 に基づき毎月 10 日までに提出する前月分の事業報告書により報告するとされている。</p> <p>貸出・個人や団体の利用状況については報告されているものの、施設の設備・機器の点検・保守状況など、施設の維持管理に係る業務の実施状況が報告されていない。前回平成 23 年度監査時において指導した内容であるが、引き続き、未実施の状況にある。</p> <p style="text-align: right;">(学習・スポーツ課)</p>	<p>第 2 1 指摘事項</p> <p>1 団体別事項</p> <p>I 豊島区体育協会グループ</p> <p>(1) 事業報告書の提出</p> <p>施設の設備・機器の点検・保守状況については、区（施設整備課）が実施を求めている「安全点検報告」に基づき、四半期ごとにその実施内容について報告を受けている。施設維持管理について報告を受けていないわけではないが、事業報告書への盛り込み方法について引き続き協議及び指導したい。</p> <p style="text-align: right;">【学習・スポーツ課】</p>
	<p>所管部課： 学習・スポーツ課</p>

**平成27年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員指摘に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘事項	左の指摘事項に対する措置状況等
<p>第2 1 指摘事項</p> <p>1 団体別事項</p> <p>Ⅱ 日本テニス事業協会共同企業体</p> <p>(1) 修繕費の不適正な支出</p> <p>修繕費は年度協定書により使用目的が限定されているため、区所有の自動車の廃車費用に充てるのは協定違反であり、不適正な支出である。また当該車両は貸し出していたとはいえ、区が所有する備品であり、指定管理者が廃車の原因者でない限り、区が執行すべき費用である。</p> <p style="text-align: right;">(学習・スポーツ課)</p>	<p>第2 1 指摘事項</p> <p>1 団体別事項</p> <p>Ⅱ 日本テニス事業協会共同企業体</p> <p>(1) 修繕費の不適正な支出</p> <p>当該自動車の廃車に向けて指定管理者から廃車したい旨の協議があったため、協議書に基づき指定管理者において廃車手続きを行ったものである。</p> <p>また、修繕費を充てたのは、同協議書の中で指定管理者から、指定管理料の収支予定に見込んでいなかったため、余剰が見込まれる修繕費を充てたい旨の申し出があったことから承諾したものである。</p> <p style="text-align: right;">【学習・スポーツ課】</p>
	所管部課： 学習・スポーツ課

**平成27年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員指摘に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘事項	左の指摘事項に対する措置状況等
<p>第2 1 指摘事項</p> <p>1 団体別事項</p> <p>V 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団</p> <p>(1) 定期借地権費用補助について</p> <p>平成26年4月1日、社会福祉事業団は、土地・建物を区よりの無償貸付により運営していた特別養護老人ホーム等の介護施設について、建物は無償譲渡により取得し、土地は定期借地権を設定し賃借することとなった。また、土地の賃借料については、区は事業団からの賃料収入を基金等に積立て、事業団は賃借料の70%相当額を補助金として区から交付を受けるものとした。さらに平成26年5月1日、事業団は区と覚書を締結し、その中で、補助金を当該施設の将来における建替え費用相当分として積み立てることで区と合意した。</p> <p>平成26年度では、特別養護老人ホーム3棟の土地賃借料4,920万円の70%相当額3,443万9千円を旧区立特別養護老人ホーム経営支援補助金の一部として交付を受けている。しかしながら、事業団は覚書に反し、平成26年度、積立を実行していなかった。その理由を赤字経営のためと説明している。区よりの補助金は、結果として、施設運営の資金に充てられた。</p> <p>賃借料に関する補助金は建替えのための原資として積み立てられるべきであり、経常の施設運営に使用されるものではない。覚書事項を遵守しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(福祉総務課、高齢者福祉課)</p>	<p>第2 1 指摘事項</p> <p>1 団体別事項</p> <p>V 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団</p> <p>(1) 定期借地権費用補助について</p> <p>指摘の趣旨に則り、今後は当該補助金を建替え費用相当分として積み立てることとし、平成28年度において、積立の予算計上を行ったとの報告を社会福祉法人豊島区社会福祉事業団から受けている。区としても覚書事項が遵守されるよう注視していく。</p> <p style="text-align: right;">【福祉総務課】 ※高齢者福祉課と調整済み</p>
	所管部課： 福祉総務課、高齢者福祉課

**平成27年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p>第2 2 指導事項</p> <p>1 団体別事項</p> <p>I 豊島区体育協会グループ</p> <p>(1) 本社経費の積算根拠</p> <p>指定管理施設を管理運営するための費用には、施設で直接的に支出される経費のほか、指定管理者の本社（本部）の総務部門の費用や既存管理システムを利用する場合などの共通費用があり、これら費用を一般管理費として計上することが認められている。</p> <p>平成26年度の収支計画書では事務手数料として1,500,000円計上されており、積算根拠として人件費×約9%とある。決算では同額が支出されている。この積算根拠については、前回平成23年度の監査時に口頭で説明するよう求めたところであるが、しかし、今回の監査にあたっては約9%とした根拠について、収支計画書提出時にも、収支報告時にも内容に関する説明がなく、不明朗な状態である。</p> <p>なお、現在の指定管理者制度運用指針では一律の基準による算出は出来ないとしつつも、人件費の3~5%を一般管理費の目安とし、さらに各年度の収支計画書を提出する際に詳細な内容説明をするよう求めている。</p> <p style="text-align: right;">(学習・スポーツ課)</p>	<p>第2 2 指導事項</p> <p>1 団体別事項</p> <p>I 豊島区体育協会グループ</p> <p>(1) 本社経費の積算根拠</p> <p>豊島区体育協会グループの報告によると、一般管理費（平成26年度における「事務手数料」が同意義の経費と考える）は、豊島区体育協会本部が行う指定管理業務の経営や施設の管理運営についての指導等に伴う経費であり、毎月開催される「常任委員会」及び「理事会」、年2、3回開催される「事業委員会」において指導・助言・提案を行うとともに、会長、専務理事、事務局も随時に指導等を行っており、指定管理施設配置人員人件費の9%に相当していると判断しているとのことである。</p> <p>なお、収支計画は指定管理者選定時に審査に付された収支計画に基づくものであり、収支計画と収支報告において一般管理費額にかい離はなく、実績において利益調整に使われているとは考えにくい。</p> <p>また、指定管理者運用指針や指定管理者審査委員会及びこれまでの監査委員意見等をふまえ、平成27年度より指定管理期間が更新された各施設の基本協定における成果配分に関する規定に「収支差額の算定にあたっては、一般管理費の支出実績は当該事業年度の年度協定に定める一般管理費の額を上限として計算する。」旨を明記し、実績における利益調整に使用されないよう措置を講じている。</p> <p style="text-align: right;">【学習・スポーツ課】</p>
	所管部課： 学習・スポーツ課

**平成 27 年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p>第 2 2 指導事項</p> <p>1 団体別事項</p> <p>II 日本テニス事業協会共同企業体</p> <p>(1) 事業計画及び収支計画の不履行</p> <p>指定期間である平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間の各年度の事業計画及び収支計画が、応募時の内容、金額のまま据え置かれている。収入額及び支出額を含めて、事業規模全体が縮小している状態にありながら、事業計画・収支計画が変更されず、結果として決算と全く乖離した計画となっている。</p> <p>区は公募時の事業計画及び収支計画は、指定管理者の運営の目標であり、業務実績評価の基準となるため、指定期間内は保持されるべきとしている。その結果、決算が大幅に収支計画と相違しても、指定管理者は、指定管理料が増加することがなければ問題は生じず、業務は継続されてきた。</p> <p>平成 26 年度の事業実績及び収支状況は、収入及び支出も大幅に減少し、事業計画および収支計画と大きく乖離した状況となった。基本協定書第 6 条「法令等の遵守」では法令とともに、指定管理者が応募時に提出した事業計画書及び収支計画に従って管理業務を行うことを求めているが、平成 26 年度の運営状況は明らかに離反しているため、同第 19 条に基づき是正すべきである。</p> <p>〈平成 26 年度収支状況〉(表省略)</p> <p style="text-align: right;">(学習・スポーツ課)</p>	<p>第 2 2 指導事項</p> <p>1 団体別事項</p> <p>II 日本テニス事業協会共同企業体</p> <p>(1) 事業計画及び収支計画の不履行</p> <p>日本テニス事業協会共同企業体の報告によると、実際に会計規模が著しく縮小しているのは、主に指定管理者が、自身の責任と負担で実施する自主事業に相当する部分である。年度協定に記載される業務基準にて定める、いわゆる指定管理事業に著しく影響を及ぼす乖離とまではいえないのではないかと考える。</p> <p>また、基本協定書 19 条第 2 項は、「甲は、前項の事業評価の結果、乙の管理業務の水準が維持されていないと判断した場合には、以下の方法に従い是正勧告を行うものとする。」と規定されている。つまり事業評価において指定管理者の管理業務の水準が維持されていないと評価される場合には是正勧告を行うこととなる。事業評価については、行政経営課より毎年度指定管理者導入施設所管課に示される「指定管理者事業評価表」を用い、平成 26 年度における評価は、総合評価で A (適正である) となっており、是正勧告に相当する評価であるとまではいえないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【学習・スポーツ課】</p>
	所管部課: 学習・スポーツ課

**平成 27 年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p>第 2 2 指導事項</p> <p>1 団体別事項</p> <p>Ⅲ 公益社団法人豊島区シルバー人材センター</p> <p>(1) 事業補助</p> <p>社団法人豊島区シルバー人材センター補助金交付要綱第 2 条では、同法人への補助は、人件費補助が基本であり、事業への補助については「区長が特に認めたもの」に限り交付できるとしている。このことから、事業への補助の申請にあたっては、事業の内容についての説明と補助を必要とする理由を記載し、区の判断を受けることが必要であるが、同第 4 条に規定した内容での申請が行われていない。加えて補助対象となった「高齢者・障害者支援サービス事業費」については、事業が未執行であったのにも関わらず、同第 6 条により必要とされる変更承認申請書の提出がなく、また別途、未執行に至る状況を文書により報告していない。</p> <p>従来 of 経緯から漫然と補助金を申請するのではなく、事業費の補助が特に必要であると認められ、区費が投入されている点を重く受け止めて、手続きを是正されたい。</p> <p style="text-align: right;">(福祉総務課)</p>	<p>第 2 2 指導事項</p> <p>1 団体別事項</p> <p>Ⅲ 公益社団法人豊島区シルバー人材センター</p> <p>(1) 事業補助</p> <p>平成 28 年度より、補助金交付申請書とともに関係書類の一部として、補助対象事業の概要と補助金交付申請理由書を追加することとした。</p> <p>平成 26 年度「高齢者・障害者支援サービス事業費」未執行の件については、前年度事業廃止に伴い、新規取組について互いに情報共有していたところだが事業実施に至らなかった。指導に従い今後同様のことが生じた場合は、変更承認申請書の提出により処理を行うこととする。</p> <p style="text-align: right;">【福祉総務課】</p>
	所管部課： 福祉総務課

**平成27年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p>第2 2 指導事項</p> <p>1 団体別事項</p> <p>Ⅲ 公益社団法人豊島区シルバー人材センター</p> <p>(2) 補助金実績報告</p> <p>実績報告書で事業費補助対象事業の実績についての区への報告が行われていない。事業は区が特に必要と認め交付対象とした事業であって区費が投入された事業であることから、適正な実績報告書とするよう報告内容を是正されたい。</p> <p style="text-align: right;">(福祉総務課)</p>	<p>第2 2 指導事項</p> <p>1 団体別事項</p> <p>Ⅲ 公益社団法人豊島区シルバー人材センター</p> <p>(2) 補助金実績報告</p> <p>平成27年度事業費補助対象事業について、それぞれの対象事業ごとに報告書を作成し提出済である。今後も同様に報告を受けることとする。</p> <p style="text-align: right;">【福祉総務課】</p>
	<p>所管部課： 福祉総務課</p>

**平成27年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p>第2 2 指導事項</p> <p>1 団体別事項</p> <p>Ⅲ 公益社団法人豊島区シルバー人材センター</p> <p>(3) 物品管理台帳</p> <p>公益社団法人豊島区シルバー人材センター財務規定第32条では物品管理のために備えるべき帳簿として物品受払簿等計7台帳を掲げている。このうち5種の台帳が備え付けられていなかった。</p> <p>○備え付けられている台帳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗什器備品管理簿 (備品管理台帳) ・ 郵券等受払簿 (切手受払簿等) <p>○備え付けのなかった台帳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少額ソフトウェア管理簿 ・ 消耗品受払簿 ・ 材料品受払簿 ・ その他の物品受払簿 ・ 貸与品整理簿 <p style="text-align: right;">(福祉総務課)</p>	<p>第2 2 指導事項</p> <p>1 団体別事項</p> <p>Ⅲ 公益社団法人豊島区シルバー人材センター</p> <p>(3) 物品管理台帳</p> <p>指導を受け、少額ソフトウェア管理簿、貸与品整理簿については作成し、備え付けることとした。</p> <p>また、受払簿、材料品受払簿、その他の物品受払簿については、エイジレス(経理システム)を用いて管理し、領収書は会計伝票に添付することにより管理しているとの報告を受けた。</p> <p>区としても適正な台帳管理がされているか注意を怠らないようにする。</p> <p style="text-align: right;">【福祉総務課】</p>
	<p>所管部課: 福祉総務課</p>

**平成 27 年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p>第 2 2 指導事項</p> <p>1 団体別事項</p> <p>IV 社会福祉法人東京都知的障害者育成会</p> <p>(1) 修繕費支出</p> <p>駒込施設において電話設備一式の購入費 237 万円が備品購入ではなく修繕費として執行された。指定管理にかかわる会計において不適正な処理である。</p> <p>基本協定書第 18 条の規定では、指定管理者が指定管理にかかわる会計で購入した備品は、区に無償譲渡するものとし、さらに指定管理者は備品購入する際に区に事前協議することを定めている。備品については、最終的に区の財産となるものだけに、他の経費とは異なる処理が定められている。これを修繕費として執行するのは、不明朗である。</p> <p>また、事前の協議は口頭で行われたとされ、文書等に記録がない。かかる決定に関して、意思決定の記録がないことは、不透明であり、規定の整備が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>	<p>第 2 2 指導事項</p> <p>1 団体別事項</p> <p>IV 社会福祉法人東京都知的障害者育成会</p> <p>(1) 修繕費支出</p> <p>駒込施設における電話設備一式の購入費が備品購入費ではなく修繕費で執行されたことについて、電話設備の更新、設置作業を含めたものとして、指定管理者の経理規定内の処理として修繕費で支出し、電話機分については区の備品登録処理を行ったものである。</p> <p>備品購入の際の事前協議については平成 28 年度より指定管理者から購入前に区に対し協議を文書で行うように統一した書式を使用するようにした。また、支出科目についても適正に行われているかどうか確認していくこととした。</p> <p style="text-align: right;">【障害福祉課】</p>
	所管部課： 障害福祉課

**平成 27 年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員指導に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指導事項	左の指導事項に対する措置状況等
<p>第 2 2 指導事項</p> <p>1 団体別事項</p> <p>V 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団</p> <p>(1) 無償譲渡資産の帳簿価格</p> <p>平成 26 年 4 月 1 日に区より無償譲渡された建物等について固定資産に計上する際、残存価格を 1 円とし減価償却し、固定資産額 35 億 5,486 万 136 円を算出し、他の建物とあわせ、45 億 486 万 2,266 円を計上している。しかし、事業団の経理規定によれば、計上にあたり、残存価格を取得価格の 10%とし、減価償却を行うべきとしていることから、帳簿価格は規定に反した処理により算出された金額となっている。規定にしたがい算出すると、その額は 37 億 6,914 万 2,623 円となり、差額 2 億 1,428 万 2,487 円が過小に評価され帳簿価格となって記載された。再計算後、資産を追加計上し、適正な帳簿価格とされたい。</p> <p>また、中古資産の取得時の際の評価基準について経理基準に加えることによって、さらに正確性と透明性が高まるので、今後検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(福祉総務課、高齢者福祉課)</p>	<p>第 2 2 指導事項</p> <p>1 団体別事項</p> <p>V 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団</p> <p>(1) 無償譲渡資産の帳簿価格</p> <p>指導の趣旨に則り、平成 27 年度決算調製時に帳簿価格を再計算し、資産を追加計上した。</p> <p>中古資産取得時の評価基準を経理基準に加えることについては、今後の検討課題といたしたいとの回答を得ており、区としても今後の社会福祉法人豊島区社会福祉事業団の動向を注視していく。</p> <p style="text-align: right;">【福祉総務課】 ※高齢者福祉課と調整済み</p>
	所管部課： 福祉総務課、高齢者福祉課

**平成 27 年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見	左の意見に対する措置状況等
<p>第 2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>I 豊島区体育協会グループ</p> <p>(1) 基本協定書の成果配分規定について</p> <p>指定管理者制度運用指針（以下「指針」という）では、指定管理者に指定管理業務による利益が生じた場合は、区と指定管理者が共に利益を享受する趣旨から、原則として利益を折半することとし、配分率については、利用料金制採用の有無などにより、変動させることができるとしている。成果配分の考え方が導入された以降は、指針に例示されているとおり、基本協定における指定管理者と区の配分比率は二分の 1 とする施設が過半を占めている。</p> <p>平成 22 年 2 月に区と締結した豊島体育館の基本協定書においても第 27 条にて指定管理者と区の配分比率を二分の 1 の折半と規定している。しかしながら、当該施設の成果配分規定には成果配分が行われる際の条件として、「各年度の収入が当初の収支計画の当該年度の収入見込み額を超え、且つ、当該年度の収入額が当該年度の支出額を上回る場合には、当該年度の収入額から当初の収支計画の当該年度の支出見込み額あるいは当該年度の支出額のうち金額の大きい方の額を差し引いた額」を成果配分の対象額とする規定が追加されている。</p> <p>当該規定が現存していることによって、収入額が当初計画の収入見込みを下回っている場合には、利益が出ても成果配分には該当せず、また、収入額が上回っても、支出額の大きい方を差し引くことが可能であり、実際の利益額を下回る額が成果配分の対象金額となってしまう場合が生じる。事実、平成 23 年度収支状況では、470 万 1,078 円の利益が生じ、指定管理者は成果配分額として二分の 1 の 235 万円を区に納めるべき金額として未払金計上していたが、当該条項が適用され、区から請求がなかったことから、納付されることはなかった。</p>	<p>第 2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>I 豊島区体育協会グループ</p> <p>(1) 基本協定書の成果配分規定について</p> <p>体育施設においては、指定管理者の持つ施設運営ノウハウと経験を活かし、サービス向上に向けた創意工夫をよりよく発揮させようと努めてきた。そのため、インセンティブである成果配分について区への還元を極力控え、指定管理者の意欲をより喚起させる規定を継続してきた。</p> <p>一方で、これまでの監査委員意見等をふまえ、平成 24 年度途中より指定管理を開始した南長崎中央公園スポーツセンター以降、指定管理利権制度運用指針に基づく形で、基本協定はもちろん公募要項の段階から左記のような条件は付していない。</p> <p>指定管理者との信頼関係を安定的に継続していくためにも、指定管理者選定時に認められた条件に基づく基本協定の変更については、慎重に対処していくとともに、今後とも指定管理者の経験とノウハウを最大限に活かし、よりよい施設運営となるよう努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">【学習・スポーツ課】</p>

指定管理者の公募時に豊島区体育協会グループが提案した事業計画書では、初年度に決めた収入目標を上回った分を折半するとしているのみであって、当該条件は基本協定時に区と指定管理者の合意のもと、追加されたものであった。体育施設の基本協定だけに設定された条項であった。特別の事情がないにもかかわらず追加された、この条項は他の指定管理施設との公平性を欠き、さらに区に不利益をもたらすことから不適正であり、改正することなく、成果配分に影響を与えたことは問題である。成果配分の趣旨に沿い、協定の当該条項の変更が必要である。

(学習・スポーツ課)

所管部課： 学習・スポーツ課

**平成27年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見	左の意見に対する措置状況等
<p>第2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>I 豊島区体育協会グループ</p> <p>(2) AEDに係る救命講習の受講について</p> <p>AED(自動体外式除細動器)は平成16年に非医療従事者の使用が認められ、公共施設への設置が始まった。機器は専門知識がない一般人にも使用が可能な仕様となっており、緊急時の使用にあたって、特別な資格や知識は必要ないとされている。しかしながら、公共施設等で業務に従事する職員で、一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定されている者については、厚生労働省の通達(平成16年7月1日厚生労働省医政局長発 各都道府県知事あて「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」)により講習の受講が求められている。豊島体育館では館内に1台設置されているが、一部の職員に講習未受講者が見受けられた。体育施設であることから、想定される事態に備え、すべての職員が講習を受講されたい。また、区は安全衛生管理に係る条件等を見直すとともに、受講にかかる費用について配慮されたい。</p> <p style="text-align: right;">(学習・スポーツ課)</p>	<p>第2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>I 豊島区体育協会グループ</p> <p>(2) AEDに係る救命講習の受講について</p> <p>AEDの使用は、公共施設の管理業務に従事する職員にとって、緊急時の対応として必須の技能である。このことから、平成27年度以降の「業務の基準」の中に、すべての職員がAEDの取扱方法を修得し、救命措置が必要な場合に適切かつ迅速に対応できるようにすることを明記した。また、受講費用の軽減のため、区が実施する救命講習会の案内をし、積極的に活用するように働きかけている。</p> <p style="text-align: right;">【学習・スポーツ課】</p>
	所管部課: 学習・スポーツ課

**平成 27 年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見	左の意見に対する措置状況等
<p>第 2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>II 日本テニス事業協会共同企業体</p> <p>(1) 施設改善に向けた改善策の提案</p> <p>三芳グラウンドの利用状況及び利用料金収入状況は当初計画に対し、はなはだ低調であり、かつ漸減傾向にある。施設の維持のためには、利用率向上対策が必要であるが、新たな対策に施設・設備の整備は欠かせない。施設の根本的な整備は本来、区がその責任において行うべきものであるが、事業運営と施設機能の維持は表裏一体の関係にあり、事業運営に長けた指定管理者が、公共性に収益性を加えた整備案を立案し、提案することがより有効・効率的である場合がある。</p> <p>指定管理者が当初の事業計画の実現を目指し、さらに、その達成のために施設・設備の整備が必要であるとすれば、平成 26 年度の施設利用の状況からも、施設の老朽化が進行し、利用率も低下傾向にある今がその時期であると考える。具体的な対策を区に提示してゆくべきである。</p> <p>庭球場 6 面と比較し、野球場 2 面と運動場(グラウンド)の利用率は低く、特に運動場からの収入が少ない。野球場と運動場は競技団体が限られ、既存の団体の利用では利用率を伸ばすことは難しいとみられる。これまでになかった競技種目、利用方法を開拓する必要があり、新たな競技種目としては、例えばグラウンドゴルフなどが利用可能と聞く。利用に向けて具体策を提示されたい。</p> <p>三芳グラウンドは区から離れた場所にあるだけに、ニーズを吸い上げるためには区内では実現できない事業を展開することが必要である。</p> <p>〈平成 26 年度 施設稼働率〉(表省略)</p> <p style="text-align: right;">(学習・スポーツ課)</p>	<p>第 2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>II 日本テニス事業協会共同企業体</p> <p>(1) 施設改善に向けた改善策の提案</p> <p>日本テニス事業協会共同企業体から改善策として、①テニス事業における豊島区内体育施設(主に総合体育場)との連携、相互利用の促進、②郊外施設ならではの広々とした環境における事業の開催、③区内少年団体・学校部活動の短期合宿地としての機能の確立、からなる項目について提案があった。</p> <p>野球場と運動場は、週末や休日の利用は多いが、平日の利用率が低い状況である。運動場の利用については、施設用途として特に種目を制限しているわけではないが、指定管理者とも相談し、利用に支障がない種目については広く利用を働きかけていく。</p> <p>施設の老朽化については、年度毎に施設改修要望や個別修繕にて要望を受け付けている。今後も関係各課と調整しながら財政状況をふまえてつつ対応していきたい。</p> <p style="text-align: right;">【学習・スポーツ課】</p>
	所管部課: 学習・スポーツ課

**平成27年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見	左の意見に対する措置状況等
<p>第2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>II 日本テニス事業協会共同企業体</p> <p>(2) 基本協定書の成果配分規定について</p> <p>平成22年3月に区と締結した三芳グラウンドの基本協定書第27条では指定管理者と区の配分比率は二分の1の折半としている。しかしながら、当該施設の成果配分規定には成果配分が行われる際の条件として、「各年度の収入が当初の収支計画の当該年度の収入見込み額を超え、且つ、当該年度の収入額が当該年度の支出額を上回る場合には、当該年度の収入額から当初の収支計画の当該年度の支出見込み額あるいは当該年度の支出額のうち金額の大きい方の額を差し引いた額」を成果配分の対象額とする規定が追加されている。</p> <p>当該条件が加えられたことにより、収入額が当初計画の収入見込みを下回っている場合には、収益が出て成果配分には該当せず、また、収入額が上回っても、支出額の大きい方を差し引くことが可能となり、実際の収益額を下回る額が成果配分の対象金額となる場合が生じる。</p> <p>当該事項は、公募時の条件には入っていないため、基本協定としては指定管理者の合意があれば変更可能であった。しかるに、このような条項を改正することなく、実際に利益の成果配分相当額が請求されなかったことは問題である。成果配分の趣旨に沿い、協定の当該条項の変更が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(学習・スポーツ課)</p>	<p>第2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>II 日本テニス事業協会共同企業体</p> <p>(2) 基本協定書の成果配分規定について</p> <p>体育施設においては、指定管理者の持つ施設運営ノウハウと経験を活かし、サービス向上に向けた創意工夫をよりよく発揮させようと努めてきた。そのため、インセンティブである成果配分について区への還元を極力控え、指定管理者の意欲をより喚起させる規定を継続してきた。</p> <p>一方で、これまでの監査委員意見をふまえ、平成24年度途中より指定管理を開始した南長崎中央公園スポーツセンターを初めに、指定管理利権者制度運用指針に基づく形で、基本協定はもちろん公募要項の段階から右記のような条件は付していない。</p> <p>指定管理者との信頼関係を安定的に継続していくためにも、指定管理者選定時に認められた条件に基づく基本協定の変更については、慎重に対処していくとともに、今後とも指定管理者の経験とノウハウを最大限に活かし、よりよい施設運営となるよう努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">【学習・スポーツ課】</p>
	<p>所管部課： 学習・スポーツ課</p>

**平成 27 年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見	左の意見に対する措置状況等
<p>第 2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>Ⅲ 公益社団法人豊島区シルバー人材センター</p> <p>(1) 就業率の向上対策について</p> <p>平成 26 年度の契約金額は、消費税 8%への引き上げによる改定が行われたものの、前年度に比較して、27,096,895 円、3.8%の減となった。受注先には、区などの公共部門と、企業または個人等の民間部門があるが、公共部門が対前年比 2.6%増と堅調であったのに対し、民間部門では、9.5%減と大幅な落ち込みとなった。会員数は高齢者人口が増加しているにもかかわらず、平成 23 年度をピークに減少が続き、平成 26 年度では、前年度比 4.5%減の 1,456 人となった。現状からは、全体としての就業率や契約件数は保たれているものの、契約単価が減少していることがわかり、今後の状況は決して明るくないと思われる。</p> <p>シルバー人材センターによれば、契約額の大幅な落ち込みの原因は適正就業による契約の大幅な見直しにあったとしている。適正就業に対しては、全国センターである全国シルバー人材センター事業協会並びに東京都しごとセンターとともに取り組みを進めているが、解決策は見いだせていない。課題として、請負から派遣に転換した場合に配分額に 30%上乘せする事務手数料によって、民間市場での価格競争力の低下があるとしている。</p> <p>平成 26 年度の実業率では、70 歳以上が 85.1%であるのに対し、60 歳代では 76.0%にとどまっている。就労意欲が強い世代で、意欲と受注内容のミスマッチが起きている。</p> <p>社会全体では人手不足の状況にあると言われている。社会の雇用ニーズ及びシルバー人材センター自身の雇用状況の分析を行い、いかなる業種・業態での雇用が可能か、また新たなニーズに対応できる人材とはどのようなものかを見つけ出す必要がある。さらに、派遣形態で</p>	<p>第 2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>Ⅲ 公益社団法人豊島区シルバー人材センター</p> <p>(1) 就業率の向上対策について</p> <p>①全体では、平成 26 年度の実業率 82.0%、平成 27 年度は 86.0%と都内他センターの平均が 8 割に満たない中、高い就業率を維持できている。適正就業による見直しも一通り終わり、平成 27 年度は契約金額も前年比 2.60%増となった。平成 28 年度は引き続き高い就業率を維持できるよう、未就業会員へ状況調査を行い、きめ細やかな就業紹介ができるよう努めていく。</p> <p>②常任委員会の委員を中心とした発注者訪問により、継続受注の依頼と併せてセンターの P R や就業開拓を行っていく。</p> <p>③派遣の導入については検討しているものの、民間受注への幅広い活用は金額や会員体制に課題が見られるため、公共受注への部分的な導入をまずは目指していく。</p> <p>以上①から③のとおりシルバー人材センターから対策について提案を得た。区としても関係部署に対し、シルバー人材センターへの事務事業発注依頼を継続的に行っていくとともに、就業拡大に向け、都や国の最新情報を得て、シルバー人材センターと情報共有を徹底していく。</p> <p style="text-align: right;">【福祉総務課】</p>

の雇用については、事務手数料の見直しとあわせ、その実施可能性を再度検討し、一定の方向性を出すことが望まれる。就労を希望する会員・高齢者に適切に仕事を紹介できるよう、より一層の業務開拓ときめ細やかなあつせんを進められたい。

市場の動向調査や業務開拓をすすめるにあたっては、深い知識と経験を有するハローワークや東京都との連携が欠かせないが、同団体との密接な関係がある区の担当部局の支援が必要となってくる。必要な支援について、区に求められたい。

区にあっても、関係機関を通じての高齢者の仕事に関する情報さらに労務管理、派遣契約手法の情報提供など、区が培ってきた知識と経験をシルバー人材センターへの実効性のある業務支援として活かすよう、積極的に取り組まれたい。

(福祉総務課)

所管部課： 福祉総務課

**平成27年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見	左の意見に対する措置状況等
<p>第2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>Ⅲ 公益社団法人豊島区シルバー人材センター</p> <p>(2) 自主事業の収益改善について</p> <p>シルバー人材センターの運営は、会員からの会費収入、会員が行った仕事の契約額に含まれる事務費相当分、そして区からの補助金を主な財源として成り立っている。</p> <p>平成26年度、センターが実施した自主事業は全部で6事業であったが、そのうち5事業が、採算割れとなった。自主事業の赤字は、結果として他の収入によって補てんされることになるため、赤字状態が続くことは好ましくない。補助金を交付されているという状況をかんがみ、事業自体の必要性、事業内容、受講見込み等について精査し、受講料の適正化などもあわせ、自主事業の実施方法について精査されたい。</p> <p style="text-align: right;">(福祉総務課)</p>	<p>第2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>Ⅲ 公益社団法人豊島区シルバー人材センター</p> <p>(2) 自主事業の収益改善について</p> <p>①シルバー人材センターでは、会員の就業機会の拡大のために、発注者がいなくても自ら事業を創出する取り組みを積極的に進めることが必要であり、独自事業の推進を行っている。</p> <p>②平成27年度より本格実施を始めた英会話教室は、受講者の申し込みが多く好評いただいている。一方で、パソコン教室は以前より受講者が減ってきており、i P a dタブレットコースの開講や、おさらいサロン(個別指導)等、受講者のニーズに合わせた教室の開催ができるよう取り組んでいる。</p> <p>③その他の教室に関しても、事務局と就業会員で実施状況を見ながら、受講料や内容の見直しを随時行い、創意工夫を凝らしながら、それぞれの教室が発展していけるよう努めていく。</p> <p>以上①から③のとおり、シルバー人材センターより報告を受けた。区としても支援を行いたい。</p> <p style="text-align: right;">【福祉総務課】</p>
	所管部課: 福祉総務課

**平成27年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見	左の意見に対する措置状況等
<p>第2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>IV 社会福祉法人東京都知的障害者育成会</p> <p>(1) 収支計画と指定管理料の執行</p> <p>指定管理料は、指定管理者が施設を運営する際に、必要な経費の見込み額に対し、自らが得ることのできる収入の見込み額を充てて、なおかつ不足する額を区が交付するものである。</p> <p>区の指定管理者制度では、公募に示された期間内の収支計画に基づいて、施設が運営されるものとし、特段の事情がない限り、指定管理料が大きく変更されることはない。収支のバランスは指定管理者の責によるものである。</p> <p>駒込施設及び目白施設の運営にあたっては、これまで障害者自立支援制度変更や制度変更起因する利用者数の変化に対応するためとして、毎年新たな収支計画が作成されている。公募時と比較して制度変更や対象者数の増減が変動要因として指定管理料の増減に連動することは考えられる。しかしながら、対象の増減に直接的に関係のない経費をも含めた指定管理料全額が変更の対象とするものではない。50万円を超える案件の修繕費支出やパソコンの一括更新の例を見ると、毎年度ゼロベースで指定管理料が決定されているのではないかとと思われる状態となっている。</p> <p>収支計画を止むを得ず変更する際には、変動要因に関連する経費と、当初の収支計画に予定された内容で執行する部分に区分し指定管理料を積算することを厳守されたい。その区分された内容の範囲内で、執行が行わなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>	<p>第2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>IV 社会福祉法人東京都知的障害者育成会</p> <p>(1) 収支計画と指定管理料の執行</p> <p>区立障害者施設の指定管理料については、指定管理公募時の提案を基にしているが、利用者数の変化に伴う給付費収入(利用料金収入)の変化、また、消費税率の変更等により年度ごとに見直しを行ってきた。</p> <p>特に目白施設については、第1期指定管理期間の最終年度にあたり、利用者数が指定管理開始時から22人増えており利用料金収入が増加していることから、指定管理料は前年度実績を基に見直し、当初の提案に比べ17,000千円あまり低くなっている。指定管理者においては、このような中で利用者の要望に応え、満足度の高い運営を行ってきている。</p> <p>指定管理料のうち、人件費、事業経費については、利用者増に伴い変動していくものであるが、変動要因に関連しない部分としては、施設維持管理経費が想定される。施設の老朽化に伴い、予定外の修繕が生じていたが、大規模改修を行うことで突発的な修繕等は減ると考えられる。</p> <p>指定管理料の執行にあたっては、収支計画に沿った執行がされるよう管理監督を徹底する。</p> <p style="text-align: right;">【障害福祉課】</p>
	<p>所管部課： 障害福祉課</p>

**平成 27 年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見	左の意見に対する措置状況等
<p>第 2 1 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>IV 社会福祉法人東京都知的障害者育成会</p> <p>(2) パソコン購入</p> <p>目白施設において、当初収支計画では予定のなかった、パソコン 28 台等約 422 万円が指定管理にかかわる会計にて購入されていた。</p> <p>パソコン等購入は、公募時の当初収支計画にも、平成 26 年度当初の収支計画にも計上されていない予定外の支出である。区へは事後には所定の様式により報告していたものの、行つたとされる事前の協議は、口頭によるものとされ、当該支出に必要性または緊急性があったのか、また指定管理料にかかわる会計のうち、いかなる経費の財源をもって支出したのかについて、意思決定の記録が全くない。また、パソコンの購入が突如必要になったとしても、区が直接購入せず、支出した合理的理由が見当たらない。パソコン購入が必要でないとするれば、その結果、必要とした経費は収支差額として成果配分の対象となり、協議により定める額が区に納付されていたことになる。当初予定にないパソコン購入額の協議は、指定管理料の決定と同等の重みを有する意思決定であることから、事前協議の厳格化と、透明性の向上が必要であり、指定管理者と区はともに説明責任を果たす必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>	<p>第 2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>IV 社会福祉法人東京都知的障害者育成会</p> <p>(2) パソコン購入</p> <p>パソコンについては平成 22 年の指定管理開始時点では、区の備品では 2 台のみであり、その後、障害者自立支援法(現障害者総合支援法)の指定事業所として、請求事務、支援記録等の整備のため、パソコン環境を整備してきていた。平成 26 年度に購入したパソコンについては、それまでのパソコンリース期間が終了した際、利用者数の増加に伴い、職員数が増えたこと、また、事業所として、個人情報保護に配慮し、支援記録、事故記録等、支援状況を管理するため支援ソフトに対応するパソコンを整備したものである。経費については、リースと購入を比較したところ、総経費が購入した場合の方が低かったため、購入による整備とした。</p> <p>必要性、緊急性について、当時、区と協議を行っていたが、経過が記録されていなかったため、平成 28 年度より備品の購入に関しては、指定管理者から購入前に区に対し協議を文書で行うように統一した書式を使用するようにした。</p> <p style="text-align: right;">【障害福祉課】</p>
	<p>所管部課： 障害福祉課</p>

**平成 27 年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見	左の意見に対する措置状況等
<p>第 2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>V 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団</p> <p>(1) 入札規定の整備</p> <p>社会福祉法人は、きわめて高い公益性を有する団体であり、また、補助金として、多額の税金が投入され、また法人には原則として課税が免除されていることから、財務処理にはより高いレベルでの透明性が求められる。とりわけ、多額の支出に関する一連の手続きについては、社会からの注目もあり、公正性が担保されるよう規定等の整備が期待されている。</p> <p>契約手続きの透明性に関しては、法人運営の一層の明確化を図ることを目的に、厚生労働省の通知（「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」平成 12 年 2 月 17 日 社援施第 7 号）により基準等が示され、法人の策定する経理規程について、規定化が求められている。</p> <p>「社会福祉法人豊島区社会福祉事業団経理規程」は全国社会福祉施設経営者協議会が示している「社会福祉法人モデル経理規程」に準拠したものとなっていて、契約に関する規定は、厚生労働省の通知の条件を過不足なく満たすものとなっている。しかし、「モデル経理規程」自体に、国や自治体の契約処理に定められている競争入札手続きに関する事項の規定がないため、事業団の経理規程には、補助金等の公的資金が投入された大型工事契約が発生しても、手続きの手順については事業団に委ねられている。</p> <p>事業団にあっては、平成 26 年 4 月より、区から建物の譲渡を受け、以後、改修経費負担など、施設維持に対する管理責任が発生し、自ら締結すべき案件が増えている。平成 26 年 2 月、風かおる里の増築工事については、総額 2 億 1,391 万 5,517 円の契約を締結しているほか、今後は建築後 20 年を迎える施設について建替</p>	<p>第 2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>V 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団</p> <p>(1) 入札規定の整備</p> <p>意見を受け、社会福祉法人豊島区社会福祉事業団に申し入れを行ったところ、現在、社会福祉法人制度改革への対応として、定款変更や諸規程の整備を進めているため、あわせて検討したいとの回答を得た。</p> <p style="text-align: right;">【福祉総務課】 ※高齢者福祉課と調整済み</p>

え等が予定されるなど、多額・高額の支出案件が見込まれている。さらに工事費用については、現行の体系では、国及び都からの補助金が望めない状況にあり、多額の区費が投入される場合も想定される。国基準に増しての透明性向上が必須となっている。

区民からの信頼を得て、事業を執行するには、手続きを条文化し明確なものとする必要があり、経理規定の整備を図りたい。

(福祉総務課、高齢者福祉課)

所管部課： 福祉総務課、高齢者福祉課

**平成27年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見	左の指摘事項意見に対する措置状況等
<p>第2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>V 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団</p> <p>(2) 特別養護老人ホームでの医療行為等必要者の受け入れについて</p> <p>昨今の医療技術の進歩により、要介護者の高齢化は進み、また医療的ケアを受けながら生活を送る高齢者も増えている。必然的に入所者の高齢化は進捗し、医療行為を必要とする入所者も増えることとなる。平成24年4月、国はこれまで医療行為としていた喀痰吸引等(たんの吸引・経管栄養)について、研修受講など一定の要件を附して、介護職員等による提供等を認めるものとした。</p> <p>事業団は、3施設いずれも入所の際に医療行為等が必要な方は受け入れ困難としており、必ずしも区民ニーズに応えているとは言えない。</p> <p>事業団は、もともと区が出資し、豊島区立社会福祉施設経営の担い手として設立された社会福祉法人であり、その出自をもって、区民から大きな信頼を得ているところである。</p> <p>区内では受入をしている特別養護老人ホームもあり、事業団も体制の整備を図りたい。</p> <p style="text-align: center;">(福祉総務課、高齢者福祉課)</p>	<p>第2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>V 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団</p> <p>(2) 特別養護老人ホームでの医療行為等必要者の受け入れについて</p> <p>医療行為等が必要な要介護者について、事業団では従来から一定程度の受入れを行っており、区内の他事業者に比べて遜色はないにもかかわらず、事業団のホームページでは受け入れない旨の表記がされていた。</p> <p>今後はホームページ上の表記を修正し、更なる周知に努めるとともに、より一層の受入れ拡大に取り組むことといたしたいとの報告を社会福祉法人豊島区社会福祉事業団より受けており、区としても助言等の支援を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">【福祉総務課】 ※高齢者福祉課と調整済み</p>
	<p>所管部課: 福祉総務課、高齢者福祉課</p>

**平成27年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見	左の意見に対する措置状況等
<p>第2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>V 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団</p> <p>(3) 目的積立金の整理について</p> <p>目的積立金の「人件費積立金」は、積み立ての目的が人件費に充てるものと捉えられるが、対応する人件費積立資産とともに長期にわたり存置されている。このような用途の当てのない積立金を放置しておくことは、適切とは言えない。この積立金を使用する予定がないのであれば、取り崩す等整理されたい。</p> <p style="text-align: center;">(福祉総務課、高齢者福祉課)</p>	<p>第2 3 意見</p> <p>1 団体別事項</p> <p>V 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団</p> <p>(3) 目的積立金の整理について</p> <p>整理する方向で検討中であるとの回答を社会福祉法人豊島区社会福祉事業団より得ている。</p> <p style="text-align: right;">【福祉総務課】 ※高齢者福祉課と調整済み</p>
	<p>所管部課： 福祉総務課、高齢者福祉課</p>

**平成 27 年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見	左の意見に対する措置状況等
<p>第 2 3 意見</p> <p>2 総括意見</p> <p>1. 実績報告書の精査について</p> <p>実績報告書は地方自治法第 244 条の 2 第 7 項及び豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 12 条にて、指定管理者にその作成と提出が課され、区では指定管理者制度運用指針で、管理業務の実施状況とともに、利用料金の収入実績と管理経費等の収支状況の提出を毎事業年度終了後求めている。</p> <p>収支実績は事業評価の判断要素となるだけでなく、成果配分算定の基礎となる重要な報告書である。証憑書類の提出を求め会計記録の正確性、および真実性を確保する必要がある。</p> <p>しかしながら、所管課は、複数の指定管理者より提出された実績報告書の執行内容について、証憑書類等の添付は求めず、領収書等の金額を裏付ける書類と照合するなどの作業をすることなく、受け付けている。とりわけ平成 26 年度の収支報告で執行実績額が当初予定額を大幅に下回っているにもかかわらず、その減少理由が書類上明確にされておらず、確認が行われていない施設があった。所管課による実績の確認が不十分な状況にあると言わざるを得ない。</p> <p>所管課は、実績報告書の提出の際に、必要な書類の提出または提示を求め、実績の精査を怠ることのないようにされたい。</p> <p>行政経営課にあつては実績報告書受領時には、各所管課に証憑書類による確認をするとともに、指定管理者に対し証憑資料の添付を求められることができるよう、指定管理者制度運用指針を追加整備されたい。</p> <p>(行政経営課、学習・スポーツ課、障害福祉課)</p>	<p>第 2 3 意見</p> <p>2 総括意見</p> <p>1. 実績報告書の精査について</p> <p>既に、必要に応じて証憑書類の提出や添付を求めることについては、指定管理者制度運用指針の協定例（第 19 条）に規定されている。</p> <p>また、協定例に加え、平成 28 年 3 月に改定した指定管理者制度運用指針第 5 版、本編の「第 7 運営上の措置・手続」の項に、領収書を含めた記録を整備し、管理運営状況を適宜把握する旨の記述を新たに追記した。</p> <p style="text-align: right;">【行政経営課】</p> <p>実績報告書については、指定管理者の本部確認後、年度終了後 50 日以内に提出されている。</p> <p>収支実績についての証憑書類の添付については、今後、指定管理者制度運用指針に基づき、事業計画と大幅に相違のある場合など必要に応じて指定管理者に提出を求め、確認を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">【障害福祉課】</p> <p>今後とも現状に即した状況下に応じて最大限、実績報告書の正確性と真実性の確保のため、精査に努めたい。</p> <p style="text-align: right;">【学習・スポーツ課】</p>
	<p>所管部課： 行政経営課、学習・スポーツ課、障害福祉課</p>

**平成27年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見	左の意見に対する措置状況等
<p>第2 3 意見</p> <p>2 総括意見</p> <p>2. 一般管理費（本社経費）における人件費の算定について</p> <p>適正な成果配分を行うためには、事業計画及び収支計画にしたがって、収入及び支出が適正に執行されていることが前提となる。支出項目のうち、人件費並びに一般管理費のうちの人的経費については、指定管理者を構成する企業・団体（いわゆる本社）に所属する職員が、指定管理業務にどの程度従事しているかの把握が必要となるが、その配分基準及び人件費算出基準が明確でないため、各指定管理者が自由に金額を計上しているように見受けられる。指定管理者は人件費と一般管理費（本社経費）のうちの人件費について、収支予定額の算出基礎内訳及び決算内訳を示す必要がある。それらの金額を算出するにあたり、本社から派遣された職員の指定管理業務従事割合とともに、当該費用が利益調整に使われていないことについて証拠書類を添付し報告されたい。</p> <p>また行政経営課にあっては本社派遣職員が指定管理業務に従事した際の人件費の扱いについて、詳細な基準を示し、統一した収支が出るよう、また成果配分の算出に区に不利益が出ることをないように、指定管理者制度運用指針に規定を追加整備されたい。</p> <p style="text-align: center;">（行政経営課、学習・スポーツ課）</p>	<p>第2 3 意見</p> <p>2 総括意見</p> <p>2. 一般管理費（本社経費）における人件費の算定について</p> <p>一般管理費については、平成25年3月改定の指定管理者制度運用指針（第3版）にて、利益調整に使われないよう、「成果配分の算定にあたっては、一般管理費の支出実績は年度協定に定める額を上限とする」旨の規定を加えている。</p> <p>また、平成27年3月改定の指定管理者制度運用指針（第4版）において、管理費についての規定を整備し、この中で、既に直接費と間接費の位置づけを示している。</p> <p>一般管理費は事業者により本社（部）の関与の度合いが異なるため、一律の基準で算定することは困難であることから、施設運営に係る直接経費以外の間接経費を計上する際にはすべて一般管理費として計上させるとともに、必ず収支計画書において、その内訳と配賦率等の算出根拠を説明させることとした。</p> <p style="text-align: right;">【行政経営課】</p> <p>豊島区体育協会グループの報告によると、一般管理費（平成26年度における「事務手数料」が同意義の経費と考える）は、豊島区体育協会本部が行う指定管理業務の経営や施設の管理運営についての指導等に伴う経費であり、毎月開催される「常任委員会」及び「理事会」、年2、3回開催される「事業委員会」において指導・助言・提案を行うとともに、会長、専務理事、事務局も随時に指導等を行っており、指定管理施設配置人員人件費の9%に相当していると判断しているとのことである。</p> <p>なお、収支計画は、指定管理者選定時に審査に付された収支計画に基づくものである。収支計画と収支報告において一般管理費額に乖離はなく、実績において利益調整に使われている</p>

	<p>とは考えにくい。</p> <p>日本テニス事業協会共同企業体においては一般管理費を計上していない。</p> <p>また、指定管理者運用指針や指定管理者審査委員会及び監査委員意見等をふまえ、平成27年度より指定管理期間が更新された各施設の基本協定における成果配分に関する規定に「収支差額の算定にあたっては、一般管理費の支出実績は当該事業年度の年度協定に定める一般管理費の額を上限として計算する。」旨を明記し、実績における利益調整に使用されないよう措置を講じている。</p> <p style="text-align: right;">【学習・スポーツ課】</p>
	所管部課： 行政経営課、学習・スポーツ課

**平成27年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見	左の意見に対する措置状況等
<p>第2 3 意見</p> <p>2 総括意見</p> <p>3. 成果配分確定の遅延</p> <p>各指定管理者は基本協定書の規定に従い、月が終了するごとに前月の管理業務の実施状況、施設の利用状況及び収支の状況等についての事業報告書を指定した日までに区に提出し、さらに年度終了後には、年間の状況をまとめた報告書を定められた様式で作成し区に提出している。年度の実績報告書は、事業の実績、収支の状況などにより、区が指定管理者の事業実績を評価する際の重要なデータとなっている。さらに収支の状況によっては、成果配分が発生し、区はその事実を確認次第、速やかに指定管理者に請求するものとしている。</p> <p>今回の監査で、年度終了後、相当な期間を経ても、事業報告の決算額が確定しない施設が複数見受けられた。いずれも成果配分に関係するものであったが、年度終了後6か月を過ぎても確定せず、最も遅延した例では、翌年度の1月になって成果配分額の基礎となる決算額が確定したものがあった。このいずれもが指定管理者に大幅な遅延はなく、もっぱら区の事務処理に起因する遅延であることが判明した。処理の遅延は、事業実績の評価に影響を与えるばかりでなく、指定管理者の財務処理の阻害要因になる。所管課は内容精査の水準を落とすことなく課内の事務処理体制を早急に改善されたい。</p> <p style="text-align: right;">(学習・スポーツ課)</p>	<p>第2 3 意見</p> <p>2 総括意見</p> <p>3. 成果配分確定の遅延</p> <p>指定管理者施設については指定管理期間更新に係る選定手続き等、指定管理者に係る業務は多岐にわたっている。今後とも現状に即した状況下に応じ、人的配置や事務分担のあり方について検証しつつ、事務処理の迅速化に努めたい。</p> <p style="text-align: right;">【学習・スポーツ課】</p>
	<p>所管部課： 学習・スポーツ課</p>

**平成27年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見	左の意見に対する措置状況等
<p>第2 3 意見</p> <p>2 総括意見</p> <p>4. 第三者評価の実施</p> <p>公募時の事業計画には第三者評価を行うとしているが、平成26年度までの指定管理期間中、実施していない施設があった。</p> <p>指定管理者の決定は、公募から選定委員会での審査、審査結果に基づく区長の決定と続き、競争入札を経ることなく、行われている。経費だけでなく、運営の品質も重要な要素となっている。施設運営が適正かつ効率的に行われているかの判断に「評価」は欠かせない。とりわけ、第三者評価は、指定管理者制度の公平性を保つために必要な手続きであると言える。公募・選定時の計画に実施を表明している以上、費用を理由とした未実施であれば問題である。指定管理期間内での実施を確保されたい。</p> <p style="text-align: center;">(行政経営課、学習・スポーツ課)</p>	<p>第2 3 意見</p> <p>2 総括意見</p> <p>4. 第三者評価の実施</p> <p>意見をふまえ、今後募集時に第三者評価を実施する旨の記載があったならば、履行について促していきたい。</p> <p style="text-align: center;">【行政経営課、学習・スポーツ課】</p>
	<p>所管部課： 行政経営課、学習・スポーツ課</p>

**平成 27 年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見	左の意見に対する措置状況等
<p>第 2 3 意見</p> <p>2 総括意見</p> <p>5. 指定期間内における事業計画及び収支計画の是正について</p> <p>先に指摘したとおり日本テニス事業協会共同企業体では指定期間である平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間の各年度の事業計画及び収支計画が、すべて応募時の内容、金額のまま据え置かれている。実態は、収入額及び支出額を含めて、事業規模全体が縮小している状態にありながら、事業計画・収支計画が変更されず、結果として決算と全く乖離した計画となっている。</p> <p>指定管理者制度を所管する政策経営部行政経営課及び指定管理者選定委員会では、応募時の事業計画及び収支計画にしたがった運営を促す意味から、さらに実績の評価を行う目的から、計画の変更を認めない立場をとっている。</p> <p>しかしながら、経理上、収入の減少に合わせて、支出の削減を図ることが出来る、すなわち利益調整をすることを妨げるものがないことから、決算が大幅に見込みと相違しても、当初の指定管理料が担保されるため赤字になることなく運営が継続されることが可能となっている。指定管理者は、大幅に支出を減少させた決算を指定管理期間内提出し続けることができる。</p> <p>問題となるのは、まず、支出額を削減された結果、当初の見込みより大幅に減じた額となつて、業務水準及びサービス水準が保たれていたのかという点である。その内容については事業評価で厳密に検証すべき内容であった。また、公募・選定時の事業計画・収支計画の信ぴょう性・実現性についても評価すべきであった。</p> <p>2 つ目は、当初からの指定管理料が担保されるため、利用率の向上（収入の増加）を図るためのインセンティブが働かないことである。</p> <p>基本協定書第 6 条「法令等の遵守」では法令</p>	<p>第 2 3 意見</p> <p>2 総括意見</p> <p>5. 指定期間内における事業計画及び収支計画の是正について</p> <p>指定管理者制度は、事業者が応募時に指定期間の各年度の事業計画と収支計画を提示し、これらの計画に沿って運営をしていく制度である。</p> <p>この原則に従い、サービスの維持・向上や指定管理者選定の公平性の確保のためにも、区の求めに応じた業務の変更など特殊事情以外については、当初の収支計画を見直すべきではない。</p> <p>今後は、当初の計画に沿って運営が行われるよう、指針にあるような事業実施報告に基づくモニタリングの徹底や現場確認等を指導していく。また、当初の計画と決算が乖離した場合は、計画に沿った事業内容になるよう是正を促し、業務水準及びサービス水準を確保していく。</p> <p style="text-align: right;">【行政経営課】</p> <p>日本テニス事業協会共同企業体の報告によると、実際に会計規模が著しく縮小しているのは、指定管理者が、自身の責任と負担で実施する自主事業に相当する部分である。そのため年度協定に記載される業務基準にて定める、いわゆる指定管理事業に著しく影響を及ぼす乖離とまではいえないと考える。</p> <p>また、基本協定書 19 条第 2 項は、「甲は、前項の事業評価の結果、乙の管理業務の水準が維持されていないと判断した場合には、以下の方法に従い是正勧告を行うものとする。」と規定されている。つまり事業評価において指定管理者の管理業務の水準が維持されていないと評価される場合には是正勧告を行うこととなる。事業評価については、行政経営課より毎年度指定管理者導入施設所管課に示される「指定管理者</p>

<p>とともに、指定管理者が応募時に提出した事業計画書及び収支計画に従って管理業務を行うことを求めているが、決算の状況から判断すると、事業計画・収支計画に沿った運営とは言えない。したがって区は基本協定書第 19 条に基づき、是正勧告を行い、是正された計画書を新たな判断基準としてスタートさせるべきであった。</p> <p>所管課においては、事業計画及び収支計画に沿った運営が行われていないと判断されるときには、基本協定書の規定に基づき、指定管理者へ是正の勧告を行い、協議を経て勧告の実施が可能であるかを見極めたうえ、是正した計画を提出されるよう指導されたい。</p> <p>(行政経営課、学習・スポーツ課)</p>	<p>事業評価表」を用い、平成 26 年度における評価は、総合評価で A (適正である) となっており、是正勧告に相当する評価であるとまではいえないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【学習・スポーツ課】</p>
	<p>所管部課： 行政経営課、学習・スポーツ課</p>

**平成27年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見	左の意見に対する措置状況等
<p>第2 3 意見</p> <p>2 総括意見</p> <p>6. 自主事業の利益分担</p> <p>指定管理者制度運用指針では、指定管理者が実施する自主事業について、申請時にその事業計画及び収支計画を提示し区はその内容を審査するものとしている。</p> <p>また、自主事業は通常の指定管理業務と会計を区分し、その収入は指定管理者の収入となり経費についても同様に指定管理者の負担としている。自主事業の利益は原則的に指定管理者に帰するものであるが、自主事業枠が大きく設定されている場合には、区に利益をもたらす提案も受けるものの、指定管理者のインセンティブを削がないよう、過度の義務化は戒めている。</p> <p>自主事業で得られる利益を原則として指定管理者に属するものとするに異論はない。しかしながら、自主事業が大々的に展開され、多額の利益が発生し、かつその処分が不明確な場合は、応分の還元を求めるべきであると考え。自主とは言いつつも区が所有する施設を利用しての事業活動であることから、一例として、指定管理者の自主事業の売り上げの一定部分を協定に盛り込ませるなど、行政経営課は対策を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>	<p>第2 3 意見</p> <p>2 総括意見</p> <p>6. 自主事業の利益分担</p> <p>自主事業により大幅な収支差額が生じている施設の利益については、指定管理者審査委員会の意見を参考にしながら検討を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">【行政経営課】</p>
	所管部課： 行政経営課

**平成27年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見	左の意見に対する措置状況等
<p>第2 3 意見</p> <p>2 総括意見</p> <p>7. 統一した修繕費の取り扱い基準の策定</p> <p>指定管理者施設の修繕費について、その計上方法、負担割合など、施設の中で、取扱いに差があり統一性を欠いた取り扱いが見受けられた。必要額の計上方法では、①修繕費を収支計画上の基本的な支出項目として算定し、全体の指定管理料に含めている場合、②収支計画の修繕費とは別に特別協定により、別個に算定している修繕費を持っている場合、③一部を区側の予算に留め置き、指定管理者の求めに応じ、追加の指定管理料として配分する場合、以上の方法があった。また、修繕費を負担する主体は、①指定管理者制度運用指針が標準として提示している1件50万円未満を指定管理者が指定管理料の範囲内で負担とする取扱いと、②5万円未満のみを指定管理者の負担としている場合などがあり、指定管理者の負担割合に大きな差が生じているケースがあった。指定管理施設ごとの固有の事情が見受けられないにも関わらず、指定管理料である修繕費が所管課によって恣意的に運用することが可能となっている。</p> <p>修繕費は、固定資産の維持管理や原状回復のために要する費用と定義される費用である。指定管理者制度では、指定管理者が選定の際に提出する収支計画の支出科目として計上させる項目の費用とされている。したがって、指定管理者になるべく、選定を受ける団体は、あらかじめ指定期間内に必要となる金額を見込み、期間を通した収支計画を作成する。今回、監査の対象となった指定管理団体を見ると、公募時には提示されなかった修繕費の取り扱いが指定管理者決定後に特別協定として設定されている場合があり、本来、競争による選定にあつて、応募団体間、特に前回指定より継続を目指す団体と新規応募団体間で不公平な状況となっている。さらに、選定後も当初提示した修繕費を</p>	<p>第2 3 意見</p> <p>2 総括意見</p> <p>7. 統一した修繕費の取り扱い基準の策定</p> <p>修繕費の取扱いは、募集要項において明確に表記するとともに、募集時に過去数年の修繕実績を公開するなど、応募団体間で公平性が損なわれないよう配慮している。今後も応募時の事業者説明会で修繕に係る情報を積極的に提供するなど、より公平な指定手続きに向けた取り組みを進めて行く。</p> <p>指定管理者制度運用指針では、修繕費に関する基準を設定しているが、修繕の発生頻度は、施設の老朽化の度合いや施設の特性によって異なってくることから、全ての施設の修繕費について、一律に取扱うことは困難である。一方、サービス水準や施設の安全性の確保には、適時、適切な修繕が必要なことから、指定管理者が恣意的に修繕の可否を判断することのないよう、区として修繕費の執行や現場の状況を定期的に確認し、適切な支出を担保していく。</p> <p>また、修繕費の執行に係る透明性を確保するため、区・指定管理者にかかわらず、緊急的に修繕が必要な場合にも、必ず複数の業者から見積もりを取るなど、これまで以上に、公平・公正な業者選定に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【行政経営課】</p>

節約しながら規定の管理料内で執行している団体と、当初設定した修繕費を支出せずに、特別協定または課に留置していた予算の配付を受けて修繕に対応し、収支計画に計上した額は他に転用している団体があるなど、団体間で不公平な取り扱いがされていた。修繕という施設の維持管理に欠かせない要素であり、ひいては利用者へのサービスの水準維持に係ることから、公平・公正な状態で指定管理者選定が実施され、最も望ましい団体が選出されるよう、修繕費に関する規定の整備を図りたい。

さらに、現行の協定書には指定管理施設での建物躯体に係る工事が修繕費として指定管理料で支出されることを認める条項が協定として認められる例があった。

指定管理料であることにより、区が執行した場合に必要な競争が行われなかったり、不透明な業者指定が行われる恐れもあり、修繕費の執行に関する規定も併せて整備されたい。

(行政経営課)

所管部課： 行政経営課

**平成27年度財政援助団体等監査結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見	左の意見に対する措置状況等
<p>第2 3 意見</p> <p>2 総括意見</p> <p>8. 防犯カメラ設置の推進</p> <p>今回、指定管理施設で防犯カメラが設置されていない施設があった。</p> <p>施設を管理運営するにあたって安全対策、防犯対策は利用者が安心して施設を使用するためには欠かせない事項である。危険事態発生後の迅速かつ適切な対応が必要であることは言うまでもないが、事件及び事故を未然に防ぐ対策に重点を置くことがより効率的かつ効果的と考える。防犯カメラの設置は、事件・事故に対して直接的に効果があるだけでなく、扱いやすく、対費用効果も優れていることから、最も有効な機器であると言える。</p> <p>防犯カメラの導入にあたっては、解決すべき問題が大きく二点存在する。個人情報の保護に関する不安と導入及び運用に関する費用の問題である。しかし、前者については、指定管理者制度運用指針のなかで個人情報保護を含めた防犯カメラの設置および運用のガイドラインが示されている。このガイドラインに沿って協定を整備することによって解決は可能である。後者の費用の問題については、機器の進歩により価格も低下していることから、設置に関する障害は減少したと思われる。</p> <p>利用者等の個人情報保護に十分配慮しつつ速やかに設置する方向で検討されたい。あわせて、区はより一層の設置推進を図る立場から費用負担について一定の方向性を示されることを期待する。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>	<p>第2 3 意見</p> <p>2 総括意見</p> <p>8. 防犯カメラ設置の推進</p> <p>防犯カメラが未設置となっている指定管理者制度導入施設については、個人情報保護や近隣住民との調整等も踏まえ、検討を進めていく。</p> <p>また、設置に係る経費のあり方については、今後、施設所管課や財政課と協議を進めたい。</p> <p style="text-align: right;">【行政経営課】</p>
	所管部課： 行政経営課